

豊田市情報化施策

(概要版)



平成21年4月

豊田市

1

施策の背景

豊田市における情報化施策

国が平成12年8月に策定した「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」の中で、地方公共団体において早急に取り組むべき事項として『行政におけるネットワーク化の推進』をはじめ9つの項目が掲げられました。

豊田市においては、合意形成、迅速性、コスト意識に根ざした行政経営を実現するため、豊田市行政経営システムの推進の中でITの活用が求められています。

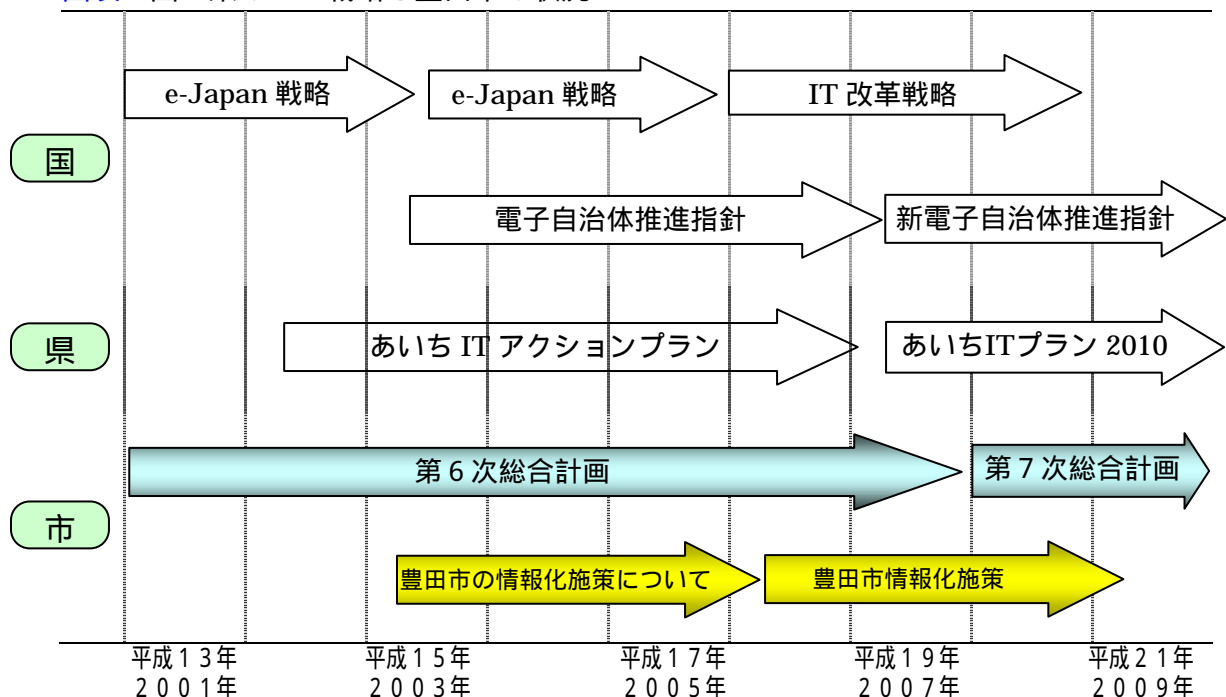
このような背景から、本市における情報化の取り組みについてまとめる必要性が高まり、情報化推進計画策定研究会を組織し、「情報化とは、情報システムや情報通信技術を利用して市民サービスの向上や行政事務の効率化を図り、市民とのコミュニケーションを進めること」と定義し、当面（平成15年度～平成17年度）取り組むべき施策について検討を行い、「豊田市の情報化施策について（報告書）」をまとめました。

平成17年4月1日豊田市は、近隣6町村（足助町、藤岡町、旭町、稲武町、小原村、下山村）との合併により都市の構造が大きく変化したこと、「あいち電子自治体推進協議会」による県下自治体共同事業の推進並びにIT技術の急速な進歩を反映させること、により新たな施策の策定が必要となりました。

この施策においては、「情報化は、将来都市像をまちづくり基本条例に従い実現するため情報化のメリットを生かすこと」と定義し、まちづくりの方向性と市政経営の基本方針を縦軸・横軸として捉え、その交点に位置づけられる施策を実現する手段として「情報化」を活用し、これを情報化施策（個別情報化施策）とします。同時に個別情報化施策を支える基盤を整備する施策（個別情報化施策を支える施策）と情報化のデメリットを低減する施策（情報化のデメリットを解消する施策）を3本柱としてまとめました。

計画期間は、前計画と同様の3年間（平成18年度～平成20年度）としました。

図表 国・県のIT戦略と豊田市の状況



2 基本方針と目標

1 基本方針

ITは、行政にとってはより良い行政サービスを市民に提供するための手段であり、市民にとってもより良い生活を営むための手段であり、必要不可欠な社会基盤であります。今後はネットワーク化の進展により、「いつでも、どこでも、だれでもITを活用することができる」ユビキタス社会の実現に向けて社会全体が進んでいくものと予想されることから、国や県のIT戦略に関わる計画等との整合性を図りながら、ITの推進を図っていく必要があります。

平成20年3月、時代の変化に対応し、将来にわたって活力ある都市として発展していくため、市民と共に取り組むこれからのまちづくりの方向性を明らかにした「第7次豊田市総合計画」が策定されました。「第7次豊田市総合計画」においては、「人が輝き環境に優しく 躍進するまち・とよた」を将来都市像として掲げ、市民一人ひとりが安全・安心に暮らし、能力と個性を発揮して活躍できる社会の実現とそれぞれの特性を生かした個性豊かな地域の実現をめざすとともに、活力ある都市として成長していくため、環境に配慮したものづくりの先進都市をめざしていくこととしています。

本施策は、将来都市像「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」の実現を情報化の側面から推進するため、平成21年度から平成23年度までの3年間の主な情報化施策の方向性を示すものです。

2 目標

豊田市情報化施策の基本方針を達成するために、次の3つの目標を施策の柱として掲げ、情報化に関する施策や事業を推進します。

目標1 市民満足度の向上

ITを活用して市の保有する様々な情報を分かりやすく提供するとともに、市への申請・届出業務の電子化など、市のサービスをいつでも、どこでも、だれでも利用できる環境を整え、市役所の情報化を推進します。

さらに、利用者としての市民の視点に立った情報化を進め、市民サービスの利便性の向上を目指します。

目標2 行政基盤の充実

行政内部の情報化を進め、行政事務のより一層の効率化を図るとともに、これまでの情報システム全体の見直しを行い、情報化経費の適正化に努めます。

また、広域化した市域のどこにいても同様な市民サービスが提供できる高度情報通信基盤の構築を進めていきます。

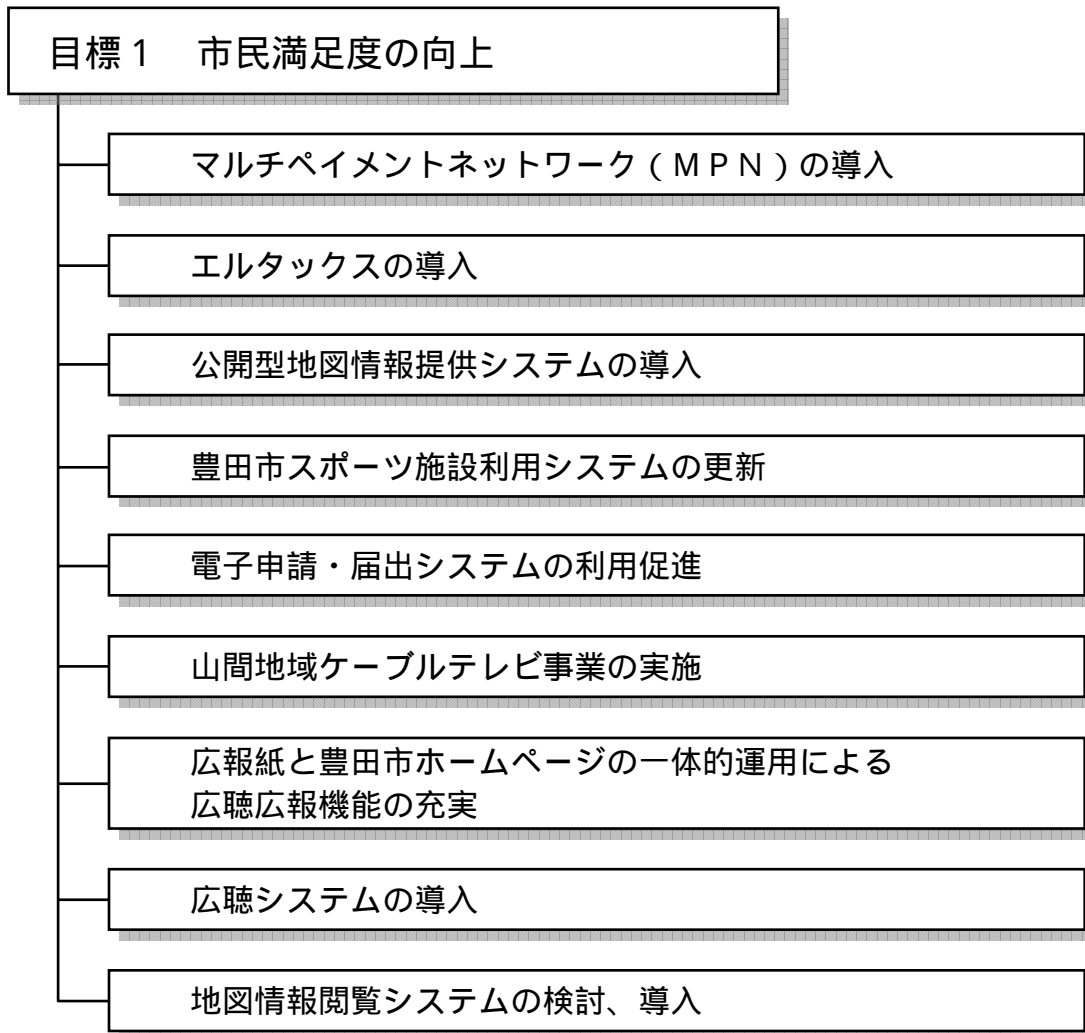
目標3 安全・安心な環境整備

インターネットをはじめとするITの進化に伴い、ITに関する事故・犯罪も増加・高度化していることから、市民の個人情報や重要な行政情報の安全性・信頼性を高めるために情報セキュリティ体制の向上や職員一人ひとりの意識向上を進めていきます。

3 情報化施策 の方向性

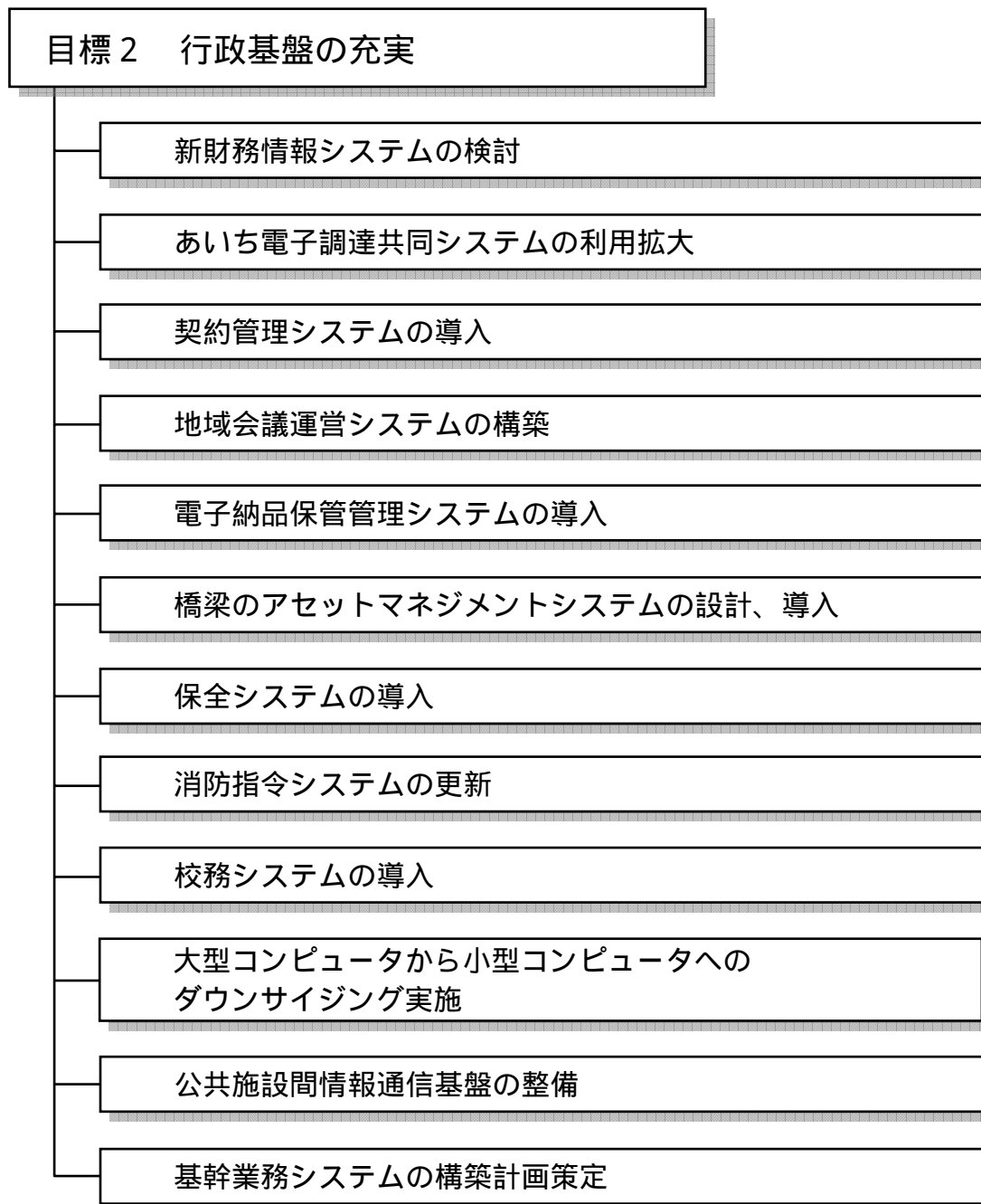
1 目標1 市民満足度の向上

ITを活用して市民サービスの向上や情報提供の充実を図り、市民満足度の向上を図るために、以下の9の方針により情報化を推進します。



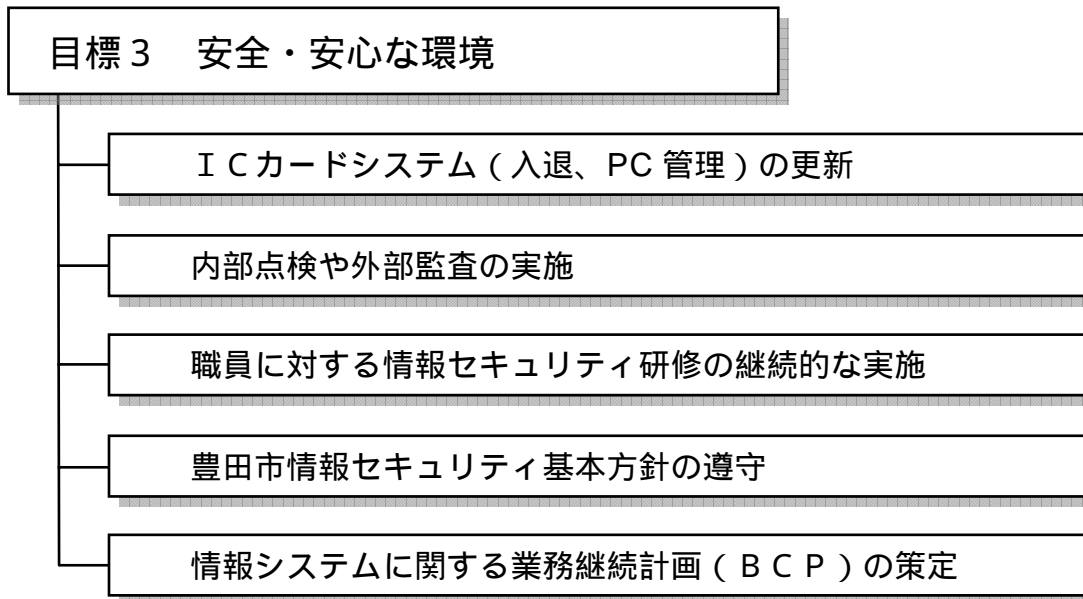
2 目標2 行政基盤の充実

行政事務のより一層の効率化を図るために、以下の12の方針により情報化を推進します。



3 目標3 安全・安心な環境整備

市民の個人情報や重要な行政情報の安全性・信頼性を高めるために、以下の5つの方針により情報化を推進します。



4 情報化の推進体制

1 情報システム活用の適正化

豊田市における情報化の体系的な推進と高度化する情報システム（電子計算機、端末装置、及び記録媒体、情報を伝達するための機器及び電気通信回線並びにこれらの用に供するプログラム等からなるシステムをいう。）の活用について審議及び決定をするため、「豊田市情報化推進委員会」を設置しています。

審議及び決定する事項は次のとおりです。

- 1 市の情報化に係る構想及び計画に関する事項
- 2 市の情報化施策に関し各部局が統一的に取り組むべき事項
- 3 豊田市電子計算機処理管理運営規程第20条第1項に基づく電子計算機処理の決定に関する事項
- 4 情報システムの導入及び利用促進に関する事項

2 情報セキュリティ対策の推進

豊田市では、本市が保有する情報や情報システムの安全性を維持向上するため、平成15年8月に「豊田市情報セキュリティ基本方針」を作成し、これらの情報が、漏えい、改ざん、破壊されないよう次のとおり総合的かつ体系的な情報セキュリティ対策を進めています。

- 1 情報セキュリティに関し実施すべき項目を網羅した基本要綱と、具体的対策を確実に実行するための実施手順を定め、実践します。
- 2 基本要綱、実施手順は、実践結果の検証などにより定期的に見直し、情報セキュリティ対策の継続的な改善を進めます。
- 3 市長をはじめすべての職員が情報セキュリティの重要性を認識し、基本要綱と実施手順を継続的に実践するための研修、訓練を実施します。



豊田市章

昭和26年11月制定したもので、昔この地が衣の里「拳呂母(ころも)」といわれたことから、“衣”という文字を图案化し、さらにそのなかに旧拳母藩主内藤家の御紋「」をほどこし、形取ったものです。豊田市は昭和33年まで拳母市と呼んでいました。

豊田市総務部情報システム課

〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地

電話(0565)34-6611

E-mail : system@city.toyota.aichi.jp

URL : <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

平成21年4月